

千葉県男女共同参画推進連携会議全体会・女性活躍推進特別部会

男性育休 法改正シンポジウム

令和4年1月31日に「男性育休 法改正シンポジウム～取り組むべきアクションが分かる！～」と題し、全体会・女性活躍推進特別部会を開催しました。本シンポジウムでは、具体的な法改正の内容を分かりやすく説明するとともに、男性育休は夫婦にとってなぜ重要なのか、いかに組織の業績にプラスなのか、企業を取り巻く環境はどのように変化するかを、基調講演に加え、様々な立場の方に御登壇いただいたパネルディスカッションにおいて解説しました。

講演「男性育休が企業と家庭を好循環に」

講師：小室 淑恵さん（株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長）

男性も育休を取得することで、育児に参加できるようになり、女性が産休・育休からの復帰後も責任ある仕事を引き受けられる、また、次世代が子どもを持つことに希望を持つといったような、「信頼の好循環」が生み出されます。そのためにはどのようにして企業や個人が具体的に取り組めば良いのか、1,000社のコンサルティングをしてきた中から、事例とともにお話しいただきました。



パネルディスカッション

コーディネーター：宮本 みち子さん（放送大学/千葉大学名誉教授）

パネリスト：小室 淑恵さん

　　淡路 瞳さん（千葉銀行取締役常務執行役員グループCHRO）

　　河口 高志さん（船橋パパ会メンバー）

実際に育休取得経験のある方や、積極的に男性の育休取得を促進している企業など、各方面からお話をいただき、より男性育休への理解を深める機会となりました。

特別プログラム

①育児・介護休業法改正について（千葉労働局）

②千葉県の取組について（総務部総務課）

★ 参加者の声 ★

- 育児休業法改正の真の意義を広く周知し、実際に浸透させていくには、意識改革が大切なキーになるのだと感じた。
- 多様な立場のパネルディスカッションで、いろんな意見が聞けたのがとても参考になった。

千葉県男女共同参画地域推進員 委嘱式を実施しました

令和4年4月27日（水）に千葉県男女共同参画地域推進員委嘱式を千葉県教育会館で実施しました。

地域推進員は、地域における男女共同参画の推進を目的として、平成18年度から県が委嘱を行っています。

第9期となる今回は、48市町村から67名の方を推進員として委嘱し、委嘱式には推進員48名及び市町村職員43名に御出席いただきました。

代表として千葉・葛南地域の荒堀眞理子さんと海匝・山武地域の山本政美さんに穴澤副知事から委嘱状をお渡ししました。

委嘱式終了後、全体研修会として独立行政法人国立女性教育会館客員研究員の中野洋恵氏より、「男女共同参画の基礎」というテーマでお話をいただきました。統計データや図表等を用いての大変分かりやすい説明で、推進員の皆様からも好評でした。



委嘱式の様子



全体研修会の様子

千葉県男女共同参画地域推進員とは？

男女共同参画社会づくりの推進には、県民一人ひとりの意識を高めることが必要です。そのため、千葉県では県内を6つの地域に分け、それぞれの地域で活動されている方の中から市町村の推薦を受けて、地域推進員として知事が委嘱します。（任期は2年）

地域推進員は地域と市町村・県とのパイプ役となり、各地域の特性を踏まえて、講座・講演会の開催や広報誌の配布などの事業を通じ、地域での男女共同参画の推進を目指しています。活動に関心のある方はお住まいの市町村にお問い合わせください。

